

感染症対策

2019・9・13

姫路市保健所予防課
(連絡先)

079-289-1635

▶ 1

平成30年度厚生労働省
老人保健事業推進費補助金
(老人保健増進推進事業分)

高齢者介護施設における
感染対策マニュアル
改訂版

2019年3月

高齢・障害者施設の感染対策

▶ 利用者の特徴

1. 加齢や基礎疾患に伴い、感染に対する抵抗力が低下している。
2. 認知機能の低下や知的障害等により感染対策への協力が難しい。

- ▶ 生活の延長であるため医療とは異なる場であるが、基本事項は同じ
-

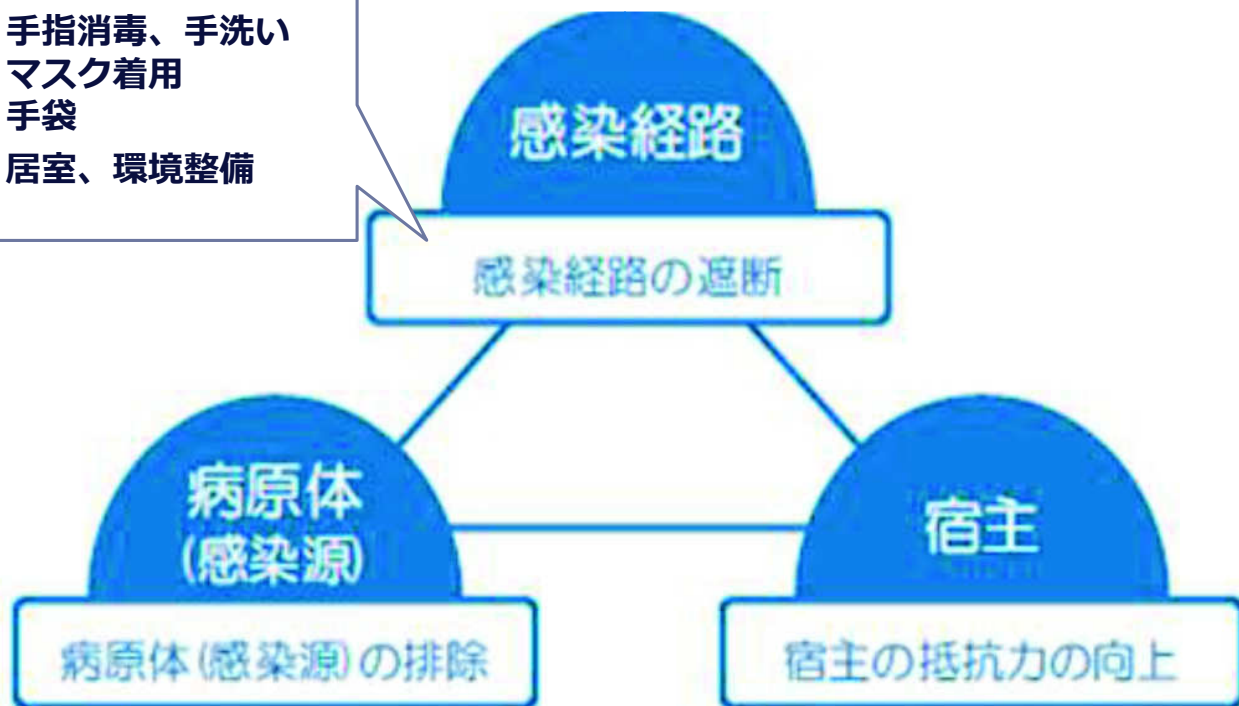
注意すべき主な感染症

- ▶ **利用者及び職員にも感染がおこり、媒介者となる感染症**：インフルエンザ、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌感染症、疥癬、結核等
 - ▶ **感染抵抗性の低下した人に発生する感染症**：薬剤耐性菌感染症
 - ▶ **血液、体液を介して感染する感染症**：B型C型肝炎
-

感染成立の3要因と感染対策

最も重要

1. 手指消毒、手洗い
2. マスク着用
3. 手袋
4. 居室、環境整備



マスクのつけ方



鼻が覆われていない



フィットが不十分



手洗い

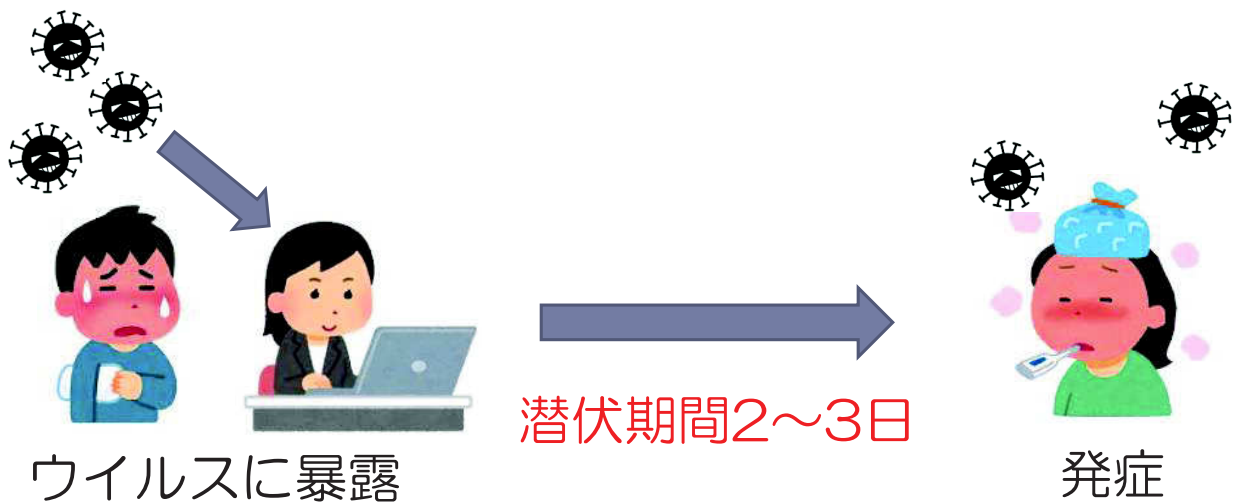


色の濃い場所ほど洗い残しが多い

インフルエンザ



感染から発症の経過



発症する1日前から感染力あり

基本的な予防方法

- ① 予防接種
- ② 咳エチケット
- ③ 手洗い



咳エチケット

- 1 咳やくしゃみを人に向けない
- 2 咳やくしゃみが出る時は**マスク**をする
(とっさの時は、ティッシュか腕の内側で押さえる)
- 3 咳やくしゃみを手で受けた時は、すぐに**手を洗う**



標準予防策

標準予防策 (standard precautions)



※手袋等を外した時は必ず手指消毒を行うこと

予防接種

予防接種の効果

(研究) 高齢者施設に入所している高齢者

発病防止 : 34%~55%

死亡阻止 : 82%



発病しても重症化や死亡を予防する

姫路市インフルエンザ助成制度



対象者 満65歳以上の姫路市民

時期 令和元年10月1日~令和2年1月31日

自己負担 1500円
※市民税非課税世帯は証明書があれば無料

実施場所 市内インフルエンザ予防接種実施医療機関

インフルエンザ予防接種スケジュール



- 接種から効果を発揮するまで約2週間
- 効果は約5か月間
- 13歳未満は2回接種、13歳以上は1回接種



施設内で発症したときの予防方法

- 個室隔離
 - 発症者が複数の場合は集団隔離
 - 隔離が難しい場合は、ベッドを2m以上あける
- ケア時はマスクを着用
- ケア後は手を洗う

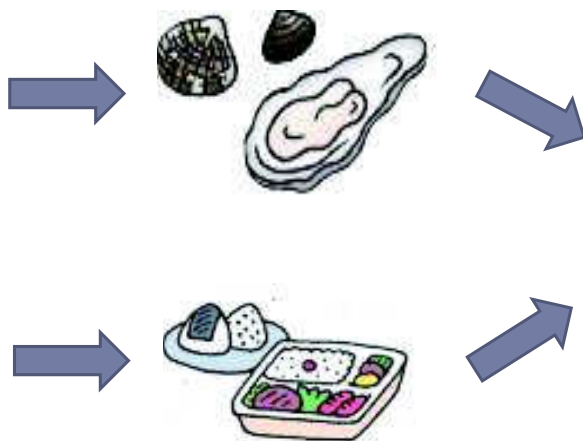
ノロウイルス

ノロウイルスの感染経路

接触感染（経口感染）



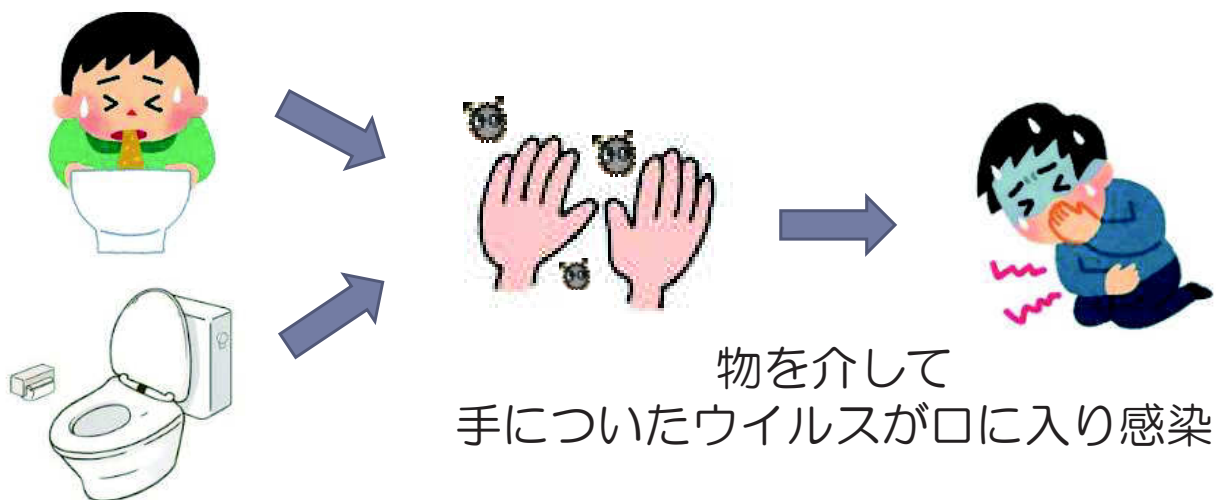
感染者



食べ物を介して感染する

ノロウイルスの感染経路

接触感染（間接接触）



平常時の感染予防

- 手洗い（介助時・配膳前・食事介助前）
→ 液体石けんを使用する
※アルコール手消毒は効果が不十分
- 体調確認（職員・利用者）
→ 嘔吐・下痢はないか確認



発生時の感染予防

○ 適切な吐物処理

○ 適切な消毒

○ 個室対応

(難しい場合は、同じ症状の人を同じ部屋に)

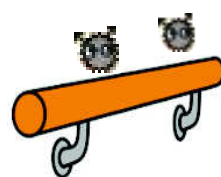


ノロウイルスの消毒

○ 物に付着したウイルスは、約1~2か月間ほど生存している

○ 気温が低いほど長生きする

○ 感染力がいつまでであるかはよく分かっていない
(生存 ≠ 感染力)



ノロウイルスの消毒

次亜塩素酸ナトリウム（5～6%）希釈方法

便・嘔吐物の付着した床



キャップ2杯



手すり・ドアノブの消毒



キャップ0.5杯



※時間とともに効果が低下するため、作り置きはしない

ノロウイルスの治療

特効薬はなく対処療法のみ
高齢者は脱水になりやすい



早めの受診



十分な水分補給

[世界遺産 姫路城](#)[防災・暮らし・手続き](#)[子育て・教育](#)[健康・医療・福祉](#)[観光・文化・スポーツ](#)[産業・経済・ビジネス](#)

[ホーム](#) > [各課HPフォルダ \(健康福祉系\)](#) > [保健所ホームページ](#) > [感染症・難病などの情報](#) > [感染症情報インデックス](#) > [施設における感染症 \(呼吸器・消化器\) の発生時の連絡および報告について](#)

施設における感染症 (呼吸器・消化器) の発生時の連絡および報告について

姫路市では保育所・高齢者施設等のインフルエンザやノロウイルス等の感染症まん延防止のために、感染症の発生が疑われた場合は、早期に適切な対策がとれるよう保健所へ連絡をお願いしています。

■ 連絡が必要な施設

保育園・障がい者施設、高齢者施設 (入所通所を含む) 等、社会福祉法第2条に規定される第一種社会福祉事業及び、第二種社会事業のうち姫路市に所在がある施設。
[参照](#)

[社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について \(PDF形式: 17KB\)](#)

■ 連絡が必要となる状況 (患者発生数)

感染症が疑われる患者が、複数発生した場合。

チェックリストを変更しています。

▶ 25

施設における感染症の発生時の報告

平成17年2月22日の厚生労働省による通知

呼吸器系感染症

- ①同一感染症若しくは食中毒による死亡者又は重篤患者が1週間に 2名以上発生した場合
- ②患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が必要と認めた場合

施設における感染症の発生時の報告

平成17年2月22日の厚生労働省による通知

消化器系感染症

- ①患者又はそれが疑われる者が**3以上**又は**全利用者の半数以上**発生した場合
- ② ①に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が必要と認めた場合

ありがとうございました

